

# 参議院内閣委員会議録第二十号

(二二二)

第一回

昭和三十七年四月十二日(木曜日)

午前十時四十三分開会

委員の異動

四月十一日委員村山道雄君辞任につき、その補欠として木村篤太郎君を議長において指名した。

本日委員西田隆男君及び山本伊三郎君を議長において指名につき、その補欠として田中啓一君及び山本伊三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野謙三君

委員 石原幹市郎君 下村定吉君 鶴園哲夫君

委員 上原正吉君 木村篤太郎君 田中啓一君 中野文門君 松村秀逸君 山本伊三郎君

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣交付、予備審査)

○行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

長官官房長 島村武久君	科学技術庁長 杉本正雄君	原子力局長 杜文吉君
計画局長 片山一郎君	常任委員 伊藤清君	事務局側 説明員
監察院審議官	会専門員	行政管理庁行政

本日の会議に付した案件

○委員長(河野謙三君) これより内閣

委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、村山道雄君が辞任され、木村

篤太郎君が選任されました。

○委員長(河野謙三君) 次に、科学技

術庁設置法の一部を改正する法律案を

議題とし、前回に引き続き質疑を行な

います。政府側から御出席の方は、三

木武夫君を願います。

〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) では速記をつけて。

○鶴園哲夫君 前回に続きまして放射性降下物調査の問題につきまして若干伺っておきたいと思いますが、御存じのように、一九四五年の六月ですか、ニューメキシコの砂漠で原爆の実験が行なわれまして以来、三年を除きましては、つまり昨年の九月まで、一九五八年の八月から一九六一年の九月まで、この三年間を除きましては、公然と核爆発の実験が行なわれているわけですが、したがいまして、放射性降下物の累積量が漸次やはり増加しているというふうに見なければならぬと思いまして、つまづいて、放射性降下物の累積量が漸次やはり増加しているというふうに見なければならぬと思いまして、種々問題になつたのでありますけれども、警戒量と申しますか、これ以上になるという何らかの対策を立てる必要があるという、そういう警戒量というものにます、委員の異動について御報告いたしました。

昨日、村山道雄君が辞任され、木村篤太郎君が選任されました。

○委員長(河野謙三君) 次に、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。政府側から御出席の方は、三木武夫君を願います。

〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) 放射性降下物が少量であつても無害であるといふことは言えない。そういう意味で核爆発実験のようなことがすみやかに停止されることをなさる用意があるかどうかと申します。

○國務大臣(三木武夫君) 放射能対策のこれは根本対策—これは放射能対策のこれは根本対策である。しか

し、御指摘のように、ソ連に次いでまたアメリカも再開するという気配ありますので、行政の目安としてある程度の警戒線量と申しますか、行政措置の指標になるような指標と申しますが、そういうもののが適當かと思いますが、そういうものをきめる必要がござりますために、

放射線の審議会が内閣にございます。これに昨年講問が出ておる。放射能対策本部、これの下に作業班を作つて、そうして一時的に多量な放射性降下物が降つた場合の指標あるいはストロンチウムのような半減期の長い、こういう核種が積もつてくる場合の持続的な場合の指標、この二つに分けて一つの目安をつけたい、これはごく最近の機会にこれをきめたい、そう長らく時間がかかるうちにこれをきめる、こう思つております。

○鶴園哲夫君 昨年のソビエトの九月からの相当大がかりな核爆発によりまして累積量がふえたといふように見えて、種々これは学者としても意見があつたところだと思いますけれども、行政的にはやはりはつきりと一つのめどいだらうかといふうに實際考へるわけあります。政府側から御出席の方は、三

木武夫君を願います。

○國務大臣(三木武夫君) 放射能対策のこれは根本対策—これは放射能対策のこれは根本対策である。しか

し、御指摘のように、ソ連に次いでまたアメリカも再開するという気配ありますので、行政の目安としてある程度の核爆発実験であるか、ど

ういう種類の実験をするのか、これは

今詳細にわかつておりますので、ま

ああらゆる場合を想定して、第一に迅速な調査をやる。もちろん、禁止水域あるいはその周辺の船舶に対し十分な注意をとる。あるいは場合によつたら、何段がまえに考えておりまして、そうしてその核爆発実験による放射性降下物の程度にて対策を講じていくという、段階で置いての対策を考えておるわけであります。しかし、先方の実態が明らかでないときにいろんなことを申しますと、はかえつて国民に不安を与えるので、対策本部として準備をしておる。しかし、さしあたりは、天水飲用者に対する対策を講じたいとう考えでござります。

態度で臨んでおるわけであります。さしあたって、アメリカの核兵器になるわけであります。持ち込みについて拒否しておられるということは、これは核兵器を公然たる武器というふうには認めがたいといふ考え方方が根本について主張されるというふうに見ておるわけですから、一体、核兵器を見るだけでそれとも、一体、核兵器を公然たる武器というふうに見るのか、その点についての長官の見解を承りたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) 核兵器を公然たる武器と見るか見ないかといふことは、一つの日本の希望と言いますか、日本としての希望的な考え方と世界の現実の考え方と区別をして考えなければならぬ。現実に、公然たる武器としてこれを認められておるということを申していいかどうか、とにかく、現実に兵器であります。これは現実としては核兵器が公然として世界に存在をしている。しかし、日本の立場としている。しかし、日本は、これは好ましいことではない。だから単に核爆発の実験云々というではなくして、原爆、核兵器製造禁止、貯蔵禁止、そこまでいかなければ、これは人類の平和に大きな脅威を与える。しかし、一べんにそこまでやることはできないから、ます核実験の停止協定から入つて、やがては原爆とか核兵器を捨てろ、製造もやめろ、これが日本の立場である。國民もまたこういう考え方を、國民の大多数は支持しているというのが政府の確信であります。

○國務大臣(三木武夫君) まあ日本に原爆が投下されましてから、核兵器が公然たる武器というふうに、現実問題としてあることは、これはもう事実であります。が、しかし、これに対しまして日本

が、これを公然たる武器と認めないと、いう希望を持ち、また、強い希望を持つて、いるという点については、今長官の答弁の中で若干推測されるわけであります。しかし、そういうふうにも受け取れるわけであります。公然たる武器であるということを、これを否定しない以上、核爆発実験に反対するということにはなりがたい。公然たる武器と認める以上、やはり核爆発実験、そのものは行なわっていかなければ、武器として、常に進歩しているわけですからして、実験せざるを得ない。したがつて、核実験に反対をする、しないようにする、停止をするようにと言ふには、公然たる武器であるということを否定をするという考え方根底にない以上、私としては核実験停止という、あるいはそれをしてはならないという抗議の仕方も、はなはだ腰のすわらない弱いものになるという感じを持つておりますけれども、そこら辺についての御見解を承りたいと思います。

たところで現実にあるのですから、この現実を否定することはできない。むしろ世界の道義的な精神に訴えて、これを人類の声として、少数の核保有国に対して、これに影響を与えるというよりはかにない、認める認めないと言うよりも。問題はそこにあるのではありませんかと、こう考えるのであります。この原爆とか核兵器、こういうものが平和の脅威になつていてることに対して、日本はもう最も強く、一日も早くこういう事態をなくしたいという決意は、それはあなたと変わらないのであります。認めないとということで問題は解決できないというところに、われわれの悩みもあるわけであります。

ない。腹の中ではどうも公然たる武器と認めていたのだから、実験はやむを得ないだろう。武器と認めればどうして実験を当然認めていかざるを得ないのですから、重ねてお伺いしたのですか。それともう一つ、核兵器を日本に持ち込まないということについて、政府が今まで強い態度で臨んでこられましたことは、御承知のとおりであります。が、ただ問題は、今の米ソの軍事戦略体制からいいまして、どうも核武装というものを抜きにはして考えられない。その場合に、日本の、日本安保条約との関係もありまして、日本が逐次核武装、こういうものに対する矛盾が強まって参っているのじやなかろうか。政府内部の中からも、将来、小型の核兵器になるならば、これを日本に持ち込むことについても、日本の憲法違反にはならぬのじやないか、というふうな言い方も行なわれておる。私は、核兵器を公然たる武器として認めない、日本の態度は、これをはつきり前提において、日本に核兵器を持ち込ませないと、いう態度を堅持しない以上、これはどうも核爆発実験の停止あるいは抗議をするといいましても、はなはだ腰のすわらない主張になつてゐるのじやないか、というふうに思ふわけですけれども、そこら辺について長官の見解を承りたい。

がふえ、核兵器の保有国が世界にふえる。していく現状は、非常な平和の脅威になるわけですから、なるべくこれを小範囲にとどめて、その小範囲の中で、世界的な協定ができなければならぬわけありますから、いろいろ米ソの戦略体制があつても、日本がまたその悪循環の一役を買って、核武装して、日本がそういう形で、この日本が、今後の世界政治に対処していくというのは、私は絶対に反対であります。やはりどういう困難があつても、日本はそういう形で、核武装をして身の安全を守るということではなくして、もう少し、そういう核兵器の保有国があえていく現状に対して、チェックしていくだけの世界政治に対する使命を日本は持っています。それがあべこべに、自分も持つていて、核兵器の片棒をつかぐるということは、やはり、日本の国民感情が許すものではない。自民党もそういう政策を断じてとるべきではない、私の固い決意でございます。

費を調査いたしまして、それを発表いたしたわけですが、それによりますと、国全体として民間も合わせまして三十四年度の経費が、投資といふか、千四百八十九億、そのうちの民間が九百五十六億、こういうふうになつております。残りが国並びに公共団体の研究調査費、前年に比べますと非常にまあ増加をいたしておりますが、民間の増加が非常に多く、一千

いたしております。こまかい数字は後ほど御提出申し上げたいと思います。

○鶴間哲夫君 それではこの問題についてももう少し詳しくおうと思つておったんですけれども、手元に資料がなければなかなか困難だというふうに思いますが、ただ、科学技術会議が答申第一号を出しておりまして、その答申第一号の中には、国全体の自然科学系の研究投資は、国民所得の二・九%程度を目指しております。そのうちの国その他公共団体の研究投資は〇・九七%を目標にすべきである。こういうような答申を行なつておるわけですね。その答申を行なつてから三年近くになるわけですが、足かけ三年になりますが、国のその他民間を除きました国、公共団体等の研究投資というものは国民所得に占める割合というのはどうもはかばかしくないようですね。それで私のほうで科学技術庁で出してあります科学技術月報、これを資料から拾つてみますというと、三十四年度が〇・

くれているという実情はどうもはなはだ遺憾に思うわけですが、そういううきまついて、一体科学技術庁長官、どういうふうな見解を持っておられですか伺いたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) まあ今年度の、三十七年度科学技術振興費三百七十億、約一二%の増でござります。どうも私も科学技術庁長官に就任しまして、何か新しい工夫をしないと予算と、いうものは飛躍的に増大しない。そこで科学技術会議等に何か資金、科学技術振興のための資金のようなものが必要なのではないか。予算といふのは飛躍しないものですから、一二%くらい前年度に比較して上げていくことと、ことで相当に努力を要する、これをもう少し飛躍的な科学技術振興費にするためには、科学技術振興に対する予算といふものの考え方を少し再検討しないと飛躍的な振興費の増額にはならないのではないか。そこで科学技術振興のための基本法を作ろうという気が非常にきておりまして、来年度の通常国会にはこれをぜひ出したいという考えでおります。この科学技術の本法とにらみ合わせて、日本のこの科学技術振興の予算といふものの編成のあり方に再検討を加えたい。今までは一べんに科学技術の振興費だけがほかの予算に比べて倍にもなるといふことは、予算の建前としてなかなか言ふべくして行なわれないので、だか工夫が要るのではないかということを考えまして、ただいま基本法の制定とともに合せて科学技術振興費の予

算編成のやり方について再検討を加えておるわけでござります。私も満足はしてない、何とかして自分が長官でありますから、予算を飛躍的にふやしたいと、こういう努力はするのであります、今の予算の仕組みではなかなかそういうはいかない。仕組みを変える必要があるという感じを持って検討を加えておるような次第でござります。

○鶴巣哲夫君　ただいまの長官のお話のように、新しい工夫をしなければ予算が飛躍的に増加しないとかあるいはかそうはいかない。仕組みを変える必要があるという感じを持つて検討を加えておるようだ。

科学技術関係の予算を再検討する必要がある、そのためにも科学技術振興の基本法などいうようなものを制定して、それに基づいてひとつ科学技術の予算の獲得に多く成果が上がるようになつたといいうようなお話をありますけれども、しかし今お話をよう、科学技術関係の国の予算の中で一二%、国全体の経費の膨脹にもはるかに落ちる、半分といいうような工合です、この一二%増加というのは、ちょうど物価が一〇%くらい上がつておりますが、三十六年度、三十七年度、この物価の一〇%上がつたのにもやっとまあ追いついたといいうような予算、これで科学技術振興だ、科学技術振興だと言つて非常によに大きなかけ声——まあ現実の社会情勢としては、これは科学技術を何とかして振興しなければならぬというたいへんなところにきておると思うのです。にかかわらず、このような予算のあり方では、これははなはだしく私は誠意が欠けておるじやないかといいうふに思いますし、先ほど申し上げました科学技術会議——総理大臣から科学技術庁長官、大蔵大臣、経済企画庁長官、こういうような閣僚の方々が入つ

ておられるこの科学技術会議の答申、三年前に出ておる答申にはるかに及ばない、半分だというような事態では、それは予算の編成がどうであるとか、あるいは新しい工夫をしなければどうであるとかいう問題もあろうと思います。しかし、三年前に、政府みずからが入って、総理大臣も入って、大蔵大臣も入つて作った答申にはるかに及ばないという実情では、私ははなはだ遺憾に思いますし、まあ急激にこれは増大をする必要があると思うのですけれども、どうもただいまの科学技術府長官の御答弁では通り一べんのように思いますが、これでは科学技術振興といふことが言えないのではないかといふうに思うわけですがね。日本の国の全体の発展にとりましても、これは最大の私は欠陥じゃないだろうかと、もちろんいろいろそのほかにも研究公務員の処遇の問題とかいろいろありますけれども、しかし、何を言つても、この予算のこういう状態でははなはだ遺憾であるというふうに申し上げたいわけです。重ねて長官のひとつ御見解を承つておきたいと思います。

○鶴園哲夫君 次に、同じくこの問題についてお答えをいたしまして、科学技術庁の中に設置されておりますところの研究所が三つあるわけであります。その中の航空技術研究所それから金属材料技術研究所、これはいずれも各行政機関の研究所で行なわれていない試験研究室をここで集中的に強力に進めようとしていること、また、科学技術庁が模範的な研究所を作ろうというようなことで進められたものというようになりますが、この航空技術研究所、これは三十年の七月に発足をいたしまして、第一次六カ年計画ということに基づいて毎年努力してこられたわけですが、昨年その六カ年計画が終わったわけです。終わつたところで、この六カ年計画と対比してみます場合に、航空技術研究所の定員は五一%だと思ひますし、第一次ですから、六カ年計画の半分といふことになるわけですね。施設費予算の関係では六九%というふうになつております。どうも科学技術研究所自身が持つておられます研究所ははなはだ結構な計画とははれているのじゃないか。

六ヵ年計画の半分くらいだという話はどうにもならない。どうも羊頭狗子の策という、こういうものでは私どもとしましては納得できにくいですが、長官のひとつ見解を承つておきたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) 人員あるのは施設に対してできる限り研究機関の要望にも沿うことが好ましいのでございます。全体としての今申しましたが、学技術振興に対する予算が必ずしも満足な状態でないために、そこで取組を選択して重要な部門をやっていくことになつて、必ずしも要望の人員と施設に支障を来たすとは思つておりませんが、これは十分でない。したがつて、国立のいろいろな研究機関、科学技術庁の管轄以外にも数多くございまが、こういう研究機関のあり方といふものについても、これはよほど検討が必要するのではないかということで、私が就任して以来、科学技術会議に国立研究機関といふものの今のようなお話を含めて、あり方というものをひとつ中止地にみな科学技術会議のメンバーが見て、ひとつ再検討してもらえないかとお聞きいたいところで、今鋭意この問題の再検討をやってくれるわけでござります。大体来年度の予算等の編成にも間に合うように五六月末ごろまでに答申をもつて、ひとつ再検討してもらえないかとお聞きいたいところで、今鋭意この問題の再検討をやつてくれるのでござります。そういうこと等もくらみみながらして、そういう研究機関の今後の運営の方針に対しても検討を加えたいが、境内でございます。

中に設けられておりますところの航  
空研究所、あるいは金属材料技術  
研究所、これらは六ヵ年計画が終わり  
あるいは五ヵ年計画が終わつても、  
なはだしく見劣りのするような実情  
ある。そういうことは研究にそう差  
つかえていないというお話をありますと  
が、この科学技術庁月報を見ますと  
うと明らかに差しつかえている。こ  
は当然六ヵ年計画でこれだけやろう  
いう研究課題がはつきり確立してお  
わけですから、その場合に第一次六  
年計画が終わつて人間が半分しかい  
ないということになりますと、これは  
査項目を削らなければならぬ。当  
そうなるわけです。したがつて、差  
つかえていないというようなことに  
私はならないと思う。こういう中で、  
ういうものが削らざるを得ないこと  
はつきり出ておるわけですから、で  
から、どうも私は科学技術関係につ  
ての政府の熱意が非常に足りない、  
じやないかというふうに思うわけな  
です。ですから、三木長官もこのよ  
うについてもつと抜本的にやつぱりお  
えいただきませんと、これは国の施設  
の一一番弱点になつてくるので、一朝  
夕にはなかなか出でてこない。しかし、  
こういうふうに五ヵ年計画は進んで  
く、六ヵ年計画は進んでいくといふ  
において、明らかにもう終わった状  
に立ち至つておるというふうに思つ  
です。ですから、長官も一そな御口  
力をひとつ強く要望いたしておきた  
と思います。

は、研究空気の調査結果は、そのうちの一つである。この調査結果によれば、現在の日本の科学技術は、まだ十分な水準に達していない。これは、主として人材の不足と、研究費の削減によるものである。しかし、それでも、日本の科学技術は、世界の水準に匹敵するところがある。これは、日本の研究者たちの努力と、政府の支持によるものである。今後、日本の科学技術は、ますます発展していくことが期待される。

い時勢の動き、科学技術の進歩に即応いたしまして、また、ここで新しく計画を練り直しまして、御指摘のありましたようなことのないよう、今後十分気をつけて努力いたして参りたいと考えるわけでございます。

なお、先ほどお尋ねのございました  
総理府で取りました統計の資料がござ  
いましたので、先ほどの数字をややこ  
まかく御説明申し上げたいと思いま  
す。

三一五全般に科学技術開発を併用いたしました研究費の総額は一千八百四十四億三千百万円でございます。それに対しまして、そのうちに占めますところの民間の研究、これは会社等の実支出額をとつておりますが六〇・七%、金額にいたしまして一千百二十億五千二百万円ということになつております。なお、これを国民所得に比較いたしますと、科学技術会議が答申されております「%には及びませんけれども、総額におきましてはややそれに近くなりつつある。ただし御指摘のとおり、国の支出は逆に伸びが減つておりますし、民間の研究投資の拡大によって、総体的に見ますとその辺にやや近づきつつあるということは言えるわけであります。國のほうは逆に伸びが落ちておるということでござります。簡単でござりますけれども、先ほどのお尋ねの点について補足させていただきました。

○鶴岡哲夫君 この点については重ねて申し上げませんが、ただ、今お話をありました航空技術研究所、それから金属材料技術研究所、これの五年計画あるいは六ヵ年計画というのが、前のことだからといふお話をす

が、これは私は了解つかない、六年  
前、五年前にこういう計画をお立てになつて、ここ三、四年の間科学技術の  
発展というものはたいへんなものがあ  
るわけです。したがつて、民間の場合  
におきまして、研究費が一挙にこの三  
年ぐらいの間に二倍以上にふくれ上  
がつておる、したがつて、七年前に立  
てた航空技術研究所の計画が膨大に  
なつていくというならわかります。し  
かし、七年前に立てたやつが半分にし  
ほんでしまつたというのでは何ととい  
ても理解つかないですよ。ふくれ上が  
るなら理解できますよ。理解つかない  
でしよう。ですから私としましては、  
先ほど長官に申し上げましたように、  
一そこの御努力をひとつ要望いたして  
おきたいと思います。

題でありますから、おいそれとなかなかすぐというわけには参らないと思いまが、どういうふうに進歩しておるのか、あるいはこれからどういうふうにお進めになるのかその点お伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君)　国際原子力機構の理事会に、日本のアジア・アイストート・センター設置の概要と申しますか、これを理事会に提示したのは二月のこととござります。そうして国際原子力機構においてもこれに検討を加えておるわけであります。日本としてもそういう理事国並びに、これはアジアのセンターでありますから、東南アジア等の諸国とも外交機関を通じて接触をいたしておるわけでございます。ぜひ日本に置きたいと、こういう面で、原子力の平和利用の面で国際的な役割を日本が果たすことが、好ましいと私は考えておるわけであります。来月には科学技術庁から職員を派遣しまして東南アジア諸国も回らしたい、それからウイーンにも参りまして、そうして国際原子力機構の理事連中とも接触をするようにしてこれを促進したいと思っております。何分にもこれは日本だけではないのでありますから、アジアのセンターでありますから、そういういろいろの外国との関係がございますので、私が考えておつたよりも多少時間は延びるのであります。が、ぜひこれは実現したいと考えてせつかく努力をいたしておる次第でございます。

いのですけれども、今後、科学技術振興関に与えます影響も非常に重大なものがあると思つております。内容はわざりませんけれども、どうも団地化、集団化というと、どこか集めるのじゃなかつて、いかという気がするわけですね。そこでこの団地化、集団化はどういうことなのか伺いたい。それからこれがども都市に対する人口集中、東京都に対する人口集中といふ立場から、研究機関の集団化、団地化が考えられてゐるのじゃないだろうかという氣もします。そして、事務当局からでもよろしくお聞かせいただけます。

○政府委員(島村武久君) 実は集団化という言葉自体は、必ずしもその内容を正確に言い表わしておる言葉ではないかも知れないということを私どもも考えておりますので、私どもが考えておりますことにつきまして概略申し上げたいと思います。

国立の研究機関は、先ほど長官からも申し上げましたとおり、そのあり方からいうものについて相当考え方なければならない段階に来ております。それは一つには科学技術全体の歩み、日進月歩の趨勢ということのはかに、さらに大きく大学あるいは民間の研究といつたようなものとの比較検討において考えられるのであります。したがつて、それとは別個に、一般的に申しまして非常に研究が細分化されてきますと同時に、それぞれの研究の間に密接な連絡協調というようなことを必要とする面が出てきております。さら

備等も、おいおいに非常に大きなものが必要とするというような傾向もござります。端的に申しますと、通産省関係の機関で申しますならば、従来のトキメキ研究機関の分類方法が、機械でありますとか、繊維であるとかいうような分け方で研究所を構成したほうがいいかどうかというような問題點もあるわけであります。したがいまして、そういった全体の構想の上から研究機関の再編成ということが考えらるべきではありませんが、たまたま今御指摘のございましたように、東京あなたがりの状況を見てみると、いずれも研究機関が古く発足いたしましたために、現在では都内ございます研究機関等は、必ずしも研究環境としてふさわしくないという状況も生じております。たとえば設備を補強いたそうといふたしましても敷地に余裕がない、あるいは騒音であるとか、震動であるとかいうようなことが研究活動に障害を与えるというようなことも一般的にあるわけであります。したがいまして、大都市の人口集中というような観点からいなくて、研究機関自身の立場からいたしましても、新しく天地を外に求めまして、研究環境としてふさわしい場所を探したいという希望も出ているわけであります。したがいまして、先ほど申し上げました研究機関の再編成からみまして、新しい研究環境にふさわしいところを求めて、そこにそれぞれ新しい施設を持つて、まあいわば引っ越ししたいという考え方でござります。ただ単なる移転にとどまります限りはあまり意味がないわけでございまして、そこに幾つかの研究所はみな共同で施設を持ち、従来の研究分担を再





○國務大臣（川島正次郎君）社会保険  
庁につきましては、これまでございま  
する社会保障制度審議会でいろいろ御  
意見等の結果、答申として出ておりま  
すのは、社会保険局設置法ということ  
でございまして、その答申を尊重して  
私ども認めたのであります。臨時行政  
調査会でこうした範囲の問題を取り扱  
わないという意味でございませんけ  
れども、臨時行政調査会のほうは、  
もとと根本的な行政の体質をどう改善  
するかということに重点を置いてやつ  
てもらうことでございまして、そうい  
う意味で臨時行政調査会等の御協賛も  
得ておるわけでござります。今回の社  
会保険庁は、従来の審議会の答申を私  
は尊重いたしまして、またその答申の  
内容が適当と思いまして、行管として  
はこれを認めた、こういうわけなんで  
ございます。

○山本伊三郎君 私は、そういう社会  
保障制度審議会の答申によつて尊重し  
てやられたというのですが、臨時行政  
調査会が取り扱う問題はもとと根本的  
だという大臣の説明ですが、国民が一  
番密接に利害、便宜を感じるのは、あ  
あいう事業庁の問題ですね。われわれ  
としてはやはり、そういうものをどう  
すれば国民が——社会保険の関係のあ  
る國民が便利に、しかも簡単に給付な  
り、あるいはいろいろの事務がやれる  
かということが、私は大事じやないか  
と思うのです。で、その他のまあ審議  
会からの答申も考えられますか、私  
はあの答申は十分聞いておりません。  
しかし、やられた結果は、長官どう思  
う一回ひとつ御意見を聞いておきたい  
と思います。

われますか。あれでは、実際問題としてあれを作った価値というものは認められない。たとえば、大蔵省の主税局とそれから国税庁、こういう関係はわかるのです。一方は徴税だけに重点を置いた国税庁、一方は主税局という一つの計画、企画をする。そういう形におそらくなってないのですね。最初の考え方は、そういうことで答申しておると思うのです。しかし、今やつておるというには、実態はそうならないと思う。この点は、行政管理庁も、十分答申を尊重するということだけではなくして、やはりそういう点も考えてやっていかれぬと、臨時行政調査会を作つた、一体それは何をするのか、根本的な問題をやるのだと言われますけれども、一体根本的な行政機構の改革というのはどういうものか、こういうわれわれは疑問を起こすのです。一体、今言わたれた大臣の根本的な行政機構の改革というのは、構想といふものは答申をもつてやられるのですが、一体大臣はどういうことを考えておられるか、たとえばの問題ですが、ちょっとそれを伺いたい。

○國務大臣(川島正次郎君) 臨時行政調査会でただいま振扱うとしております事柄は、各省庁間にまたがりました共管競合の事項が多いのであります。それがために行政能率を阻害しておりますから、そういうものを整理して、たとえば交通問題につきましても、各省庁にまたがつておるので、交通行政がうまくいくってないので、そういうものを取り上げてやろうというのが、われわれの臨時行政調査会の方針なのであります。社会保険庁は、厚生省だけの問題であります。競合、共管の事項

はないであります。なお、ただいま御指摘の新しくできた保険庁と従来ある厚生省内の内部部局との関係、あるいは府県に配置しておる厚生省派遣の官吏の関係がありますからして、一応關係の局長から説明をしてもらいたいと思います。

○政府委員(山口酉君)　社会保険庁の新設につきましては、ただいま長官から申し上げましたとおり、社会保障制度審議会の答申の趣旨にのつとりまして作つたわけでございますが、その考え方のものは、監督、企画というような直接厚生大臣が非常に深い指導力を持つてやらなければならないというものにつきましては、これを内局に残して、ルーティン化した事業につきましては、これを外局として分離する。そして、もちろんこれは厚生大臣の管理のもとにござりますけれども、しかし、外局というものは、一応相当広い範囲の独立的活動をするようになつております。内局に対する監督とは、きわめてその監督の態様におきましては、十分運営上の能率をはかつていきたい。それで、從来それを内局で両方取り扱つておりますために、いろいろ幹部の頭を使う作業量と申しますか、そういう業務量が多くなりましたて、錯綜いたして、能率が悪いといふ面が一面機構上ござります。さらにもた、厚生省というのは、監督的な面と同時に、その監督を受ける方面のものを持っておるわけでございます。それと同じ局で扱うということは適当でないというので、これを外局に分離するというようなことになつたわけであり

○山本伊三郎君　局長からの答弁でいいのですが、大体社会保険関係では、いろいろ事業の内容があるのですが、今ちょっと見ましても、国民年金は市町村に事務を取り扱わしておる。その他の社会保険は、いわゆる社会保険課とか、そういうところが都道府県の内部に一応あるのです。実際今度は、そういうものを頭に置いてやられたとは、私考えておらないのです。むしろ、もつとその前提として、内部のそういうものをどうするかということが非常に先決問題じゃないかと思う。したがって、私はそういうものを実は期待しておったのですが、今度のやつはそういうようになつておらない。これはいわば厚生省設置法の問題ですか、これ以上多くは言いませんが、ただ、行政管理庁として、各省の設置法の改正が出る、このプロセス、過程において、行政管理庁は一体それに対して、ある程度大臣は閣議においていろいろ意見を述べられるから、それはいいとして、行政管理庁として、そういう設置法に對して、ある程度制肘を立てるということはどうか知りませんが、意見を言って各省に對してある程度規制するような権限があるのかどうか。法律上は別として、実際上どうなつておるのか、それをちょっと聞かしていただきたい。

りましたので、たとえば部にいたしました  
しても四つ新設する、部課を合わせます  
すと、現在の機構よりも十四くらい部  
課が多くなっておりまして、そこで、  
分離するという思想につきましては、  
これは妥当であるかどうか考えました  
けれども、しかし機構をそのために拡  
大するという理由は認められませんで  
したので、それを縮小いたしまして、  
従来厚生省が持つておりました上級職  
の範囲内で認める、こういう構想に変  
えてしまった次第でございます。そ  
ういう面で、これが法案になります前  
に、予算の編成の際に、行政管理庁の  
下審査を得まして、そこで修正された  
ものにつきまして予算を編成する、こ  
ういう段取りにいたしておりますわけで  
ざいます。

○山本伊三郎君 様の尋ねておる焦点  
は、今まで大体聞いておるのは、各省  
から出てきたこういう設置法の改正、  
特に局の設置とか、そういうものにつ  
いては、行政管理庁が一応そういう基  
本的な意見は言うけれども、もうその  
ままでっと認められておる状態でなか  
らうかと思うのですね。はたして、行  
政管理庁でそれをどれだけセーブし  
て、言うてきたやつを取りやめさした  
か、こういう点を私は聞きたいので  
す。具体的に言つてもらわぬでも、そ  
ういうことがあるかどうか。今まで大  
体素通りしてきておるのじやないかと  
思う。今度の場合でも、本委員会に付  
託された各省設置法の中でも、相当多  
数の局が設置されている。それがため  
やはり行政組織が複雑化していること  
は、私はいなめないとと思う。そういう  
点をちょっと聞きたいと思います。

○政府委員(山口酉君) お答えいたし

しかし、やられた結果は、長官どう思

ます。たとえば、外局の設置につきましても、本年度の要求は五つございまして、本年度承認いたしましたのは二つでございます。それから、局の設置、各につきましては、要件としてます

七出ております。そのうち六つを認められております。それから、部につきましては、二十の増設の要求がございまして、そのうち六つを認めておる。こういう状況で、要求は非常にたくさんございます。それをいろいろ検討して、緊急やむを得ないと認められるも

○山本伊三郎君 大体それで行政管理  
府の役割はわかつたんですが、われわれ  
がこういう審議をしておると、その  
省その省は大体言い分があると思う。  
作る上においては、私は早くから主張  
しておったなんですが、提案する場合で  
も、これは各省ごとのそういうもので  
なくして、こういう各省の設置法は、  
これは行政組織につながる問題だか  
ら、行政管理庁が一括して、その年度  
においてこれとこれをやるんだといふ  
ことを、主務官庁といいますか、それ  
は行政管理庁としてやるわけにいかぬ  
もりであります。

○政府委員(山口酉君) 行政管理厅の権限からいたしますと、行政管理厅で合理的なと思われる新しい機構の構成案を立てて、これを各省に勧告いたしますて立案させるということはできるようになっております。ただ、今までの実際からいたしますと、今までそういうことがないわけではございません。これは、全体の政府の機構の体制を大改革しよう、たとえば官能情勢が非常によつたというような場合、たとえ

て申しますと、統制経済から自由経済に非常に大幅に移行してきた。あるいは経済九原則というようなもののが出来まして、非常に行政費を節約しなければならぬよ、こうしたふうな問題、ある。

占領下から独立いたしまして、そのために日本の独立した国情にふさわしい制度に直さなければならぬといふうな、非常に大きな基本線のもとに実施いたします改革につきましては、行政管理庁が中心になつてそういう改革の案を作り、各省にこれを示して協力

ますが、通常の状況下において、それでは余々に客觀情勢というものが移りますために、いろいろな面で行政の実態が変化しているわけです。それに伴つて手直しをしていくというものにつきましては、たとえば本年度のようない、こと数年のような状況下におきましては、各省がそれぞれ自分たちの政策実施に都合のいいと思われる案を用意してしまして、それを行政管理庁の立場でお審査すると、こういう体制で実施していくております。

含めるという内容ですが、現在までに、こういう公団あるいは事業団、こういうものの監察された度数と、それから実績について、ひとつ概略でいいですから、どういう公団あるいは公社、事業団を監察したか、これをちょっと……。

ましては、組織なり、それから事業の運営を調査したのでございます。  
○山本伊三郎君 ちょっと、具体的にどこをどうやったか。

ましては、国鉄、電電公社、専売公社、公団、道路公団、森林開発公団、農地開拓公団、機械公団、国民金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、住宅金融公庫。

国民金融公庫、そういうところの監察の結果、頗著な改革を要するといううううなやつは、あなたの記憶ではどういうもののがあつたですか。

○説明員(片山一郎君) 私ちょっとと記憶が、はつきり覚えておりませんでありますけれども、今の記憶では公団の監事制度でござりますね、それからやはり公団の業務の運営上の問題、そういううううは特に重点を置いてやつたわけでござります。今ちょっと資料がございませんので、詳細に申し上げることはできませんが……。

(速記中止)  
○委員長(河野謙三君) 速記を始めて。  
○山本伊三郎君 実は、もうだいぶ前ですが、私はこういう事業団とか公團なんかの監査は厳重にやってもらいたいといふ希望を述べておったのです。なるほど、会計監査とか国の補助のあるやつは、大蔵省とか、いろいろな方面の監査もありますけれども、それはすべて事業の後の監査であって、しかかもそれは主として金銭の問題とかどう

いうものが重点になつておつたのです  
が、この住宅公團にしても、道路公團  
にしても、國民金融公庫にても、これ  
は全く一般庶民に影響のある事業で  
す。

点は、もう皆さんの御存じのとおりなんですね。したがって、そういうものは、監査の結果、新聞にも出されておると、思います。また、皆さん方の行政管理監査からもそういう点は出ておると思いますが、われわれもその点はいろいろと勉強する時間もなかったのです。こ

う点が問題であったということを実は聞きたかったのですが、実際資料で見ると言ふが、なかなか大臣も同じだと思ひますが、なかなか資料を調べるというのは、時間もわれわれないのことで、こういふ設置法のときに、こういう公団にはこういふ改良すべき問題がある——今監事制度、業務の運営については調査をしたというが、相当いろいろ問題があると思うのですが、そういう点で、きょうは資料がないといふので、これで置いておきますが、たゞ、今度の中小企業退職金共済事業団とか、あるいは鉱害復旧事業団、これ

たのですが、行政管理庁の監察事務の実態から見ると――案照といふよほども、陣容から見ると、相当対象が多いのに、十分今の審査官といいますか、審議官ではやれるかどうかという、私はそういう危惧をしておる。その点、今二十幾つやったと言われますが、これはおそらく二回ぐらいしかやっておらぬのじゃないですか、各種別には、国鉄、専走、電電、公社のほうについては私はもう触れませんが、公団につ

いて、そうたびに頻度を多くやられた  
かどうか、おそらく「回ぐらいまつと  
やつた」という程度じゃないですか、  
その点ひとつ。

だしまして、公団につきましては、今お話しのとおり、一回でございます。  
**○山本伊三郎君** 多分そうだろうと思ふのです。それはたびたびやれと言つてもやれる陣容でないのですが、現在監察に当たつておる人員はどれくらいおられるのですか。

たしております。監察官は一名でございます。監察官全体は十三名でございます。審議官は四名でございます。  
○山本伊三郎君 公団とか、こういう大きいものについては、本省関係だけでは調査されるのですか。地方の監査局は、そういう点についてはあまり関与されていないのですか。

そこに集中するわけでござります。  
ですから、中央いたしまして、  
大体従来の例で見ますと、十名から二十  
名くらい中央の職員をこれに充て、  
それから各管区監察局、地方監察局の  
職員を動員いたしますので、多いとき  
には、その地方出先機関におきまして、  
數十名あるいは数百名になる場合も  
ございます。しかし、これは特に公  
國、公庫に限つての職員とは申し上げ  
られませんので、そういう監察のテー



○委員長(河野謙三君) ちょっと速記  
とめて。

〔速記中止〕  
○委員長(河野謙三君) では速記をと  
りて。他に御発言もなければ、本案に  
対する質疑は本日はこの程度にとどめ  
て、これにて散会いたします。

午後二時五十分散会

昭和三十七年四月十八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局